

最終更新日:2015年11月18日

株式会社ジョリーパスタ

代表取締役社長 村田國樹

問合せ先:管理部 03-6833-8833

証券コード:9899

<http://www.jolly-pasta.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対して迅速かつ正確な経営情報の把握と機動的な意思決定が行えるよう、また法令を遵守して公正で透明性のある経営を強化できるよう、経営システムの充実に努めることが重要であると考えております。

このような考え方のもと、当社では、監査役も出席する取締役会を月例で開催し、経営の基本方針に基づき法令及び定款に違反することの無いよう審議を行っております。職責が異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。

経営管理と致しましては、監査役4名のうち3名を社外監査役とし、公正な経営管理体制の構築に努めております。また、内部監査室による内部牽制や会計監査人による会計監査により、コーポレートガバナンスの一層の強化にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則 4-8 独立社外取締役の活用】

・当社は会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を1名選任しております。複数名の社外取締役選任については、今後の事業規模拡大や事業環境の変化に応じて、柔軟に検討して参りたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

・政策保有については、保有目的が当社の事業戦略や中長期的経済合理性に合致するかどうかという観点で審議を行い個別に実施の判断をしております。また実施後は、保有効果を定期的に検証しており、また政策投資株の議決権については議案内容が当社投資価値の維持・向上に資するかどうかを精査した上で適切に賛否の判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間取引】

・当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念・経営戦略・経営計画

・当社は所属するゼンショーグループの「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という企業理念のもと、「世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供する」ことを使命としております。

・当社は中期経営計画の策定を進めており、その内容開示につきましても検討を進めております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本方針

・コーポレートガバナンスに関する基本方針は当社ホームページ(<http://www.jolly-pasta.co.jp>)に開示しております。

(3)取締役の報酬

・取締役の報酬は、株主総会で承認頂いた総額の範囲内で決定致します。個々の報酬については代表取締役にその決定を一任すべく取締役会で決議致しております。代表取締役は会社業績及び会社経営における個々の取締役の貢献度に応じ、個々の報酬を決定致します。

(4)取締役・監査役の選任と指名

・経営陣幹部、取締役、及び監査役の選任にあたっては、社内外に広く人材を求め、能力と職務経験を基本に人事部門と代表取締役が候補者を選定。選定された候補者について、取締役会で協議の上、最終的な候補者を選定致します(執行役員は取締役会で決定)。監査役候補者については、取締役会付議前に監査役会の同意を得ております。

(5)取締役・監査役個々の選任理由説明

・2016年6月に開催する予定の第45回定時株主総会で選任頂く取締役・監査役候補等から、指名理由を開示いたします。

【補充原則4-1-1】

・次の事項は取締役会の決議を経るものとしています。

(1)会社法及び他の法令に規定された事項

(2)定款に規定された事項

(3)取締役会規程に規定された事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしています。

(1)業務の執行の状況、その他会社法及び法令に規定された事項

(2)その他取締役会が必要と認めた事項

従って、上記以外の事項は経営陣に委任されています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

・当社の独立役員の基準は以下の通りです。

(1)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていること

(2)誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する方。

(3)当社グループの企業理念を十分に理解して頂ける方。

【補充原則4-11-1】

・当社の取締役会の人数は、定款で定める12名以内とし、当社の現在及び将来の事業領域における専門性を確保することはもとより、取締役会における議論により多様なステークホルダーの観点を取り入れるべく、多様性に配慮した構成と致します。具体的には、複数の独立社外取締役ならびに女性の選任に努めます。

【補充原則4-11-2】

・当社の取締役・監査役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、またその準備を行うために必要な時間を確保することが求められます。そのため、他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会並びに監査役会の出席率を株主総会招集通知で開示し、兼任する会社数の適正性を判断致します。

【補充原則4-11-3】

・当社取締役会では常に闊達な議論と多様な観点からの提案があり、また、これらの意見や提案は実際の施策や方針に反映されることが多く、当社取締役会は有効に機能していると判断致しております。今後はさらに取締役会全体の実効性強化に向け、分析と評価を推進してまいります。

【補充原則4-14-2】

・当社は、取締役・監査役が委嘱された業務を適切に推進するとともに、経営を監督する上で必要な事項について適宜教育の機会を設けております。今後はこれをさらに充実してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話】

・当社では、機関投資家向け、一般メディア向け、個人投資家向けコミュニケーションをそれぞれ総務部門及び経営企画部門が担当しております。これら2部門はよりわかりやすいコミュニケーションに向け、連携して取り組んでおります。

なお、当社は、ホームページ上にIR問合せ窓口を設けており、株主の皆様とのコミュニケーションに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ゼンショーホールディングス	10,351,000	64.23
トヨタカローラ山口株式会社	544,340	3.37
アサヒビール株式会社	180,000	1.11
サントリー酒類株式会社	179,300	1.11
ジョリーパスタ社員持株会	152,700	0.94
株式会社明治	100,000	0.62
株式会社フジマック	88,300	0.54
株式会社ジョリーパスタ	75,540	0.46
株式会社伊予銀行	60,500	0.38
株式会社西京銀行	52,250	0.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ゼンショーホールディングス(上場:東京)(コード)7550

補足説明

当社の親会社である株式会社ゼンショーホールディングスは、「世界中の全ての人々に、安全でおいしい食を手軽な価格で提供する。」ことを使命とし、フード業界世界を目指しております。
当社はこの考え方のもとに、お客様・株主・従業員の利益が最大化するように、独立した経営判断を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引については、市場相場等を参考に双方協議の上合理的に決定したものを、社内規程等に基づき取締役会等に付議し決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野々垣 好子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野々垣 好子	○	——	(株)ソニーでのマーケティング分野における豊富な経験と見識を有しており、当社のブランド力向上に生かしていただけるものとしている。また、証券取引所が定める独立性の説明が要請される者のいずれにもあらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断していることから独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人から会計監査の計画の説明、実施状況の報告を受けるとともに、意見交換会を通して監査上の留意点についての意見交換

を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山 豊宏	他の会社の出身者													
渡邊 豊	他の会社の出身者													
秋永 信喜	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 豊宏	○	——	経理の分野において、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有している。 また、証券取引所が定める独立性の説明が要請される者のいずれにもあらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断していることから独立役員に指定している。
渡邊 豊	○	——	企業経営における豊富な経験と幅広い見識を、適正な監査に生かしていただけるものとしている。 また、証券取引所が定める独立性の説明が要請される者のいずれにもあらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断していることから独立役員に指定している。
秋永 信喜	○	——	経理の分野において、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有している。 また、証券取引所が定める独立性の説明が要請される者のいずれにもあらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断していることから独立役員に指定している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績を反映した役員賞与を実施しているため、ストックオプション等は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、毎回取締役会へ招集するとともに、常勤監査役を通じて、必要かつ適確な情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のガバナンス体制としては、取締役6名(社外取締役1名)、監査役4名(社外監査役3名)で構成しており、業務執行における重要な案件・事項については経営会議および取締役会において審議し、必要に応じて外部専門家に助言を仰いでおります。

また各監査役は取締役会に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査部門との積極的な情報交換を行うことで、取締役の業務執行を監査すると共に、会計監査人とも積極的な情報交換を行い連携を図っております。

取締役の選任につきましては、取締役会での提案を受け、取締役会にて審議ののち候補者を決定し、株主総会に議案として上程のうえ選任されます。

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会において限度額を決議し、取締役の報酬は取締役会において決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、種々な知見・見識を持った複数の社外役員(取締役および監査役)を選任し、社外役員には取締役会等において、客観的、中立性の立場から経営に対する監督を行うと共に、経営判断の妥当性について確認する役割と機能を有する組織体制としております。

このような体制が、当社にとってはふさわしいものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	ゼンショーグループ合同説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役をIR担当責任者とし、管理部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「グループ環境方針」に従い企業としての社会的責任を果たすべく、環境保全活動を積極的に推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「ゼンショーグループ憲章」を制定し、全役職員による法令・定款及び社内規程の遵守の徹底を図る。
 2. 管理部門は、コンプライアンス（法令遵守）の取り組みを横断的に統括し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 3. 社内のコンプライアンス（法令遵守）上の問題点について従業員が情報提供を行うホットラインを設置する。
 4. 事業活動全般の業務運営状況を把握し、その内容の適法性及び健全性を確保するため内部監査部門による監査を継続的に行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 1. 取締役の職務執行に係わる情報については、「取締役会規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理する。
 2. 取締役及び監査役は、これらの情報を保存・管理及び保全体制の整備が適正に行われていることを確認する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 「ゼンショーグループリスク管理規程」の定めるところにより、当社の様々なリスクを網羅的かつ適切に認識し、管理すべきリスクの選定を行い、管理担当部門を定め、リスク管理体制の整備・充実を図る。また、予期せぬリスクが発生することを十分認識し、新たに生じた重大なリスクについては、取締役会または代表取締役が、すみやかにリスク管理担当部門を選定し、迅速かつ適切に対応する。
 2. 前項に基づくリスク管理体制を統括的に管理する為にリスク管理担当部門が、リスク対策実施状況の点検を行い、その有効性を確保する。
 3. 「食の安全・安心」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」に係るリスク及びその他の選定されたリスクは、あらかじめ管理担当部門がリスク対策を策定する。また、リスクが顕在化した場合、管理担当部門は迅速かつ適切な対応を行い、結果をリスク管理担当部門に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 中期経営計画及び年度経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にし、達成度の評価・計画の見直しを定期的に行う。
 2. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、日々変化する経営環境に迅速に対応するため、経営会議を原則毎月1回定期的に開催し、業務運営上の課題や問題点を客観的に分析、把握するとともに、常に的確な方向性を確立するものとする。
 3. 迅速な判断や意思決定を行えるよう、日次・月次・四半期業績管理を徹底し、目標の進捗状況を明確にする。
- (5) 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 「ゼンショーグループ憲章」は、当社の全役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 2. 当社は、ゼンショーグループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「グループ会社管理規程」に基づく管理を行う。また、グループ会社統括管理部門に対し定期的または、随時整備状況の報告を行う。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 1. 財務報告の信頼性を確保することが、信用の維持・向上に必要不可欠であることを認識し、財務報告に係る内部統制活動の重要性を社内全体に徹底する。
 2. 「財務報告に係る内部統制についての評価計画書」を年度単位で作成し、財務報告における内部統制の整備を進める。
 3. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況については、内部統制評価責任部門が、当社の財務報告の信頼性を確保するため、業務運営の適切性を検証する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する当社の取締役からの独立性および指示の実行性の確保に関する事項
 1. 監査役を補助すべき使用人として、監査役監査の職務の実効性の確保の観点から必要な人員を選任し、体制の充実を図る。
 2. 監査役の補助使用人が監査役から特定の命令を受けた場合は、当該補助使用人は当該命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。
 3. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、全監査役の事前の同意を要する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 1. 取締役は、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインへの通報状況等を、監査役または監査役会に速やかに報告する。
 2. 前項の当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項を発見した使用人は、監査役または監査役会に直接報告することができ、この報告は「内部通報規程」に準拠して対応する。
 3. 内部監査部門は、監査計画、監査結果等の相互開示により監査役との情報の共有化と効率化を図る。
- (9) 監査役の職務遂行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
監査役は、監査役が監査に必要とする費用は、監査役があらかじめ適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために発生した費用についても、当社がこれを負担する。
- (10) その他の監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
 1. 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 2. 監査役会に対して、独自に専門の弁護士や会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 3. 監査役が必要に応じていつでも、取締役会及び使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力との関係を持たない。また反社会的勢力の不当な要求には毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益の提供を行わない。
 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (イ) 当社は、「ゼンショーグループ憲章」に基づき、企業倫理の浸透を図ると共に、コンプライアンスを実現するため、「コンプライアンス規程」を定め、「反社会的勢力の排除」について具体的な行動指針を示す。
 - (ロ) なお、「ゼンショーグループ憲章」ならびに「コンプライアンス規程」については、全社員に対し、入社時または定期的な研修を通じて周知・徹底を図る。
 - (ハ) 更に反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、コンプライアンス委員が警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

親会社である株式会社ゼンショーホールディングスが、当社発行済株式数に対し64.23%を保有しているため、現在のところ買収防衛策の導入は考えておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項